

スモールスケールマイニングを管理する モンゴル国の枠組み(1): 政府決議71号

村尾 智¹⁾

モンゴルでは2001年頃からスモールスケールマイニングが散見されたが, その後, 失業や家畜の大量死亡などにより困窮した人々が大量に鉱産地帯へ流れ込み, 現在では全土で乱掘が行われている. 特に金鉱採掘現場では水銀汚染が拡大し早急な対策が求められている. こうした中, 2007年秋にはスモールスケールマイニングに対処するための国際イニシアチブ「CASM (Communities And Small Scale Mining)」の

年次総会がウランバートルで開催され, 対策を求める世論に拍車をかけた. ようやく2008年2月に政府が決議を行い, スモールスケールマイニングを国の開発課題として認め, 管理するためのプログラムを発表した. そこで, 以下にその英語版の翻訳を紹介したい. なお, 翻訳と公表については, モンゴル有用鉱物・石油管理庁の承認を得た.

モンゴル国政府

日付: 2008年2月21日

決議71号

ウランバートル

件名: サブプログラムの承認

1. 付属文書として示された小規模鉱業育成サブプログラム(A SUB-PROGRAM ON DEVELOPMENT OF ARTISANAL AND SMALL SCALE MINING UNTIL 2015)を承認する.
2. 乱掘を小規模鉱業に転換させるための資金を準備するよう, 大蔵大臣 Ch. オラーンと産業・通商大臣 Kh. ナランフーに命ずる.
3. 進捗状況の監督を, 産業・通商大臣 Kh. ナランフー, 燃料・エネルギー大臣 Ch. フレルバータル, 主都首長および地方の知事に命ずる.

総理大臣

S. バヤル

産業・通商大臣

Kh. ナランフー

1) 東・東南アジア地球科学計画調整委員会

キーワード: スモールスケールマイニング, 管理, 政府決議, 鉱業, モンゴル

2015年までの小規模鉱業育成サブプログラム (仮訳)

1. まえがき

1. 鉱物資源の減少にもかかわらず、需要の増大により、世界的に探査件数、鉱山会社数が増大している今日、鉱物資源の有効利用は優先課題である。

地方における失業、貧困問題の解決ははかばかしくなく、乱掘に従事する者の数が増えているが、彼らの資源回収方法は効率が悪く、環境と社会に悪影響を与えている。そこで、パートナーシップのような法的根拠のある組織を導入し、乱掘を抱える地域の正規雇用を実現するとともに、十分な福利厚生サービスを受けられるようにする必要がある。地方の行政組織を参加させ、小規模鉱業を育成することは、鉱物資源の利用状況を改善するために緊喫の課題である。

2. 本サブプログラムの目的

2. 2015年までの小規模鉱業育成サブプログラムの目的は：

- 2.1 小規模採掘による鉱物資源利用について法的規制の枠組みを与え、関連法令によって小規模鉱業を管理すること。
- 2.2 次のような場合について、モデルを構築し、系統的(段階的)に小規模鉱業を育てること。鉱山会社が掘り残した場所や鉱区内にあるが重機による採掘は適さない場所の開発；廃石・ズリ・尾鉱の利用；重機による採掘は効率上・経済上適さないが、軽機械、小規模施設、先端技術によれば事故なく効率的に回収できる鉱体や鉱兆地の利用。

3. 本サブプログラム実施にあたっては次の原則を適用する。

- 法令を遵守する。
- 各地方の統治方法に基づく。
- 草の根のイニシアチブに基づく。
- 生態バランスを維持、持続させる。

3. 本サブプログラムの目標と活動内容

4. 優先目標その1：乱掘が行われている地域をパートナーシップとして組織化し、小規模鉱業のモデルを確立する。
5. この目標は次によって達成する。
 - 5.1 わが国の零細・小規模鉱業の法的枠組みを確立する。
 - 5.2 関連法令を推進するための手続き、基準を作成、関係機関に承認させる。
 - 5.3 乱掘が行われている地域をパートナーシップとして編成する。
 - 5.4 小規模鉱業パートナーシップと小規模鉱業に国の地質・鉱業担当機関*による専門的助言を与えるとともに監督し、データベースを整備する。
 - 5.5 小規模鉱業パートナーシップと小規模鉱業が利用できる鉱床、鉱兆地のリストを国の地質・鉱業担当機関によって整備する。
 - 5.6 地方政府、役場のスタッフに本サブプログラム実施のための研修を受けさせる。
 - 5.7 専門家、地質・鉱業専門家、小規模鉱業専門家を参加させ、従事者、採掘担当者の教育と再教育を行う。
 - 5.8 貴金属をスモールスケールマイナーから買い上げ際のルールを確立し遵守させる。
 - 5.9 小規模鉱業が集中する地域で回収された鉱物を売買する特設市場についての研究と試行を行う。
 - 5.10 スモールスケールマイナーが採掘した鉱石を選鉱する中小規模事業者に対して国の支援を与える。
6. 期待される成果：産業サブセクターとしての小規模鉱業のモデル事業およびその事業メカニズムのわが国における確立。
7. 優先目標その2：乱掘でも収益性のある部分を小規模鉱業に転換させ、操業の安全を確保し、必要な技術の導入を支援する。

8. 上記目標は次によって達成する。
 - 8.1 スモールスケールマイナーが入る可能性のある鉱
兆地に対する追加の地質調査、鉱量推定、採
鉱技術の指導、研修の実施。
 - 8.2 小規模鉱業向け用具等の製造を意図する事業者
への政策的支援。
 - 8.3 小規模鉱業に関する一般的な安全規則の制定と
実施。
 - 8.4 鉱業レスキューサービス庁の下に機動的レスキュー
チームを設置、運営。レスキューのほか、作業
の安全についての指導と訓練、専門的勧告、監
督。これらを鉱山会社の支援を得ながら実施。
 - 8.5 鉱床および鉱兆地から採掘した金鉱石(砂金を
除く)の選鉱を行う会社の設立、選鉱場建設、定
期的なモニタリングと運営。
 - 8.6 環境影響評価や小規模鉱業対象地の環境修復、
監視や監督などについて、重要な書類の作成と
導入。
 - 8.7 小規模に採掘した鉱石の選鉱を行う中小事業所
の設立と育成。
 - 8.8 小規模鉱業のモデル事業確立とその成功事例、
達成事例の普及。
 - 8.9 他国のベストプラクティス調査と得られた結果の
導入。
9. 期待される成果:統一的アプローチの結果、技能
的、技術的課題や労働安全の問題が解決され、小
規模鉱業が、社会と環境に説明ができ、責任が取
れるサブセクターになること。
10. 優先目標その3:パートナーシップとその構成員家
族に、健康、教育、社会福祉のサービスと生活の
代替手段となる雇用の機会を与える事で、失業者
数と貧困を削減する。
11. 上記目標は次の活動を通して達成する。
 - 11.1 国内における小規模鉱業コミュニティの登録と
国勢調査。
 - 11.2 健康、社会保険に小規模鉱業コミュニティが加
入できるよう適切な措置を講ずること。
 - 11.3 職業病を予防するための健康診断と処置を受
けられるようにすること。
 - 11.4 小規模鉱業コミュニティに対する巡回医療サー

ビスの提供、健康診断や手当と同サービスの質
の向上。

- 11.5 貧困削減や失業対策を扱う国際プロジェクトの
成果を導入し、長期雇用の機会を小規模鉱業
コミュニティに与えて、児童労働、婦人労働を削
減すること。
 - 11.6 適切な調査を行い、その結果に基づいて、パート
ナーシップを通して小規模鉱業コミュニティに
鉱業以外の収入手段を提案し、もって、家計を
上昇させ、貧困を削減する。
 - 11.7 有害な児童労働を削減、撲滅し、児童の教育を
保証する手段を講ずること。
 - 11.8 通学していない児童や、教育を受けることので
きななかった青年層が、補習、通信教育、私的制
度による教育を受ける事ができるよう、措置を
講ずること。
12. 期待される成果:正規雇用を与えられ、健康、教
育、福祉サービスを受けられるようになることで、
小規模鉱業コミュニティが地域開発を進める要素
として認められること。

4. 本サブプログラムの段階的实施

13. 本サブプログラムで述べた活動は次のように段
階的に実施する。
 - 13.1 第一期:(2008-2011)
 - 13.1.1 小規模鉱業に関する法的整備、鉱業のサブセ
クターとしてのモデル事業確立。
 - 13.1.2 小規模鉱業コミュニティのパートナーシップへ
の組織化。
 - 13.1.3 地方行政による小規模鉱業の管理、地方行政
機能の強化、雇用創出、地方における失業、
貧困の削減。
 - 13.1.4 大規模開発ができない鉱床、鉱兆地の、小規
模鉱業による産出量を、鉱業の総生産量の
10%相当にする。
 - 13.1.5 小規模鉱業の専門家、技能者、技術者を使っ
て、サブセクターの能力開発と技能向上を進
める。
 - 13.1.6 スモールスケールマイナーの健康、労働安全、
社会問題について、適切な法的枠組みの中で
取扱い、訓練と監督のシステムを構築する。

13.2 第二期：(2012-2015)

- 13.2.1 小規模鉱業による生産増加, 先端技術とマネジメントを取り入れた巡回サービス拡大, 第一期で立ち上げた鉱業所の円滑な運営, 鉱業以外の生活手段の開拓.
- 13.2.2 小規模鉱業に適する器具を地方で生産, 供給する事業者のネットワーク構築.
- 13.2.3 小規模鉱業による生産物の流通ネットワーク確立.

5. 本サブプログラムの実施機関

- 14. 地質・鉱業を担当する国立機関が本プログラムの全マネジメントを担当する. また, 地質・鉱業担当の国立中央機関**が監督する.
- 15. 本プログラムの目標と活動計画を十分に達成するため, 中央の行政府, 監督官庁と実施機関は協力する.
- 16. 地方自治体や行政府は担当地域内のマネジメントと活動実施に責任を持つ.
- 17. 本プログラム実施のため, 関係政府機関, NGO, 国際機関, 出資団体, 鉱山会社, パートナーシップは協力するものとする.

6. 本サブプログラムの資金源

- 18. 2015年までの小規模鉱業育成サブプログラムを実施するための資金源は次の通りとする.
- 18.1 国家および地方政府の年間予算.
- 18.2 ロイヤルティの一部と特別な鉱区の料金.
- 18.3 外国および国際機関からの寄付.
- 19. 新規に設立された小規模鉱業の経費はパートナーシップと会社が負担する.

7. 本プログラムの基準

- 20. 本サブプログラムの実施状況と成果は次の基準

にそって評価する.

- 20.1 独立した専門家による法的整備状況, 実施状況の評価.
- 20.2 小規模鉱業サブセクターにおける専門家, 技術スタッフの割合が2011年に40%, 2015年に75%となること.
- 20.3 サブセクターによる生産の割合が2011年に60%, 2015年には95%となること.
- 20.4 2011年に小規模鉱業コミュニティの60%が, 2015年には95%が, 専門的採鉱技術を採用すること.
- 20.5 事故が2015年に2007年比75%となること.
- 20.6 2011年には30%, 2015年には80%の土地が環境修復されている事.
- 20.7 地方における失業率が4%以下となること.
- 20.8 地方における貧困層の割合が, 2007年と比べて, 2011年に30%減, 2015年には60%減となること.
- 20.9 パートナーシップの構成員のうち, 2011年には80%が, 2015年には100%が, 社会保険に加入すること.
- 20.10 職業病, 伝染病の発生が, 2007年に比べて, 2011年には50%, 2015年には65%減少すること.
- 20.11 有害な児童労働は2015年までに撲滅されていること.
- 20.12 2011年に60%の就学前児童が, 2015年には75%が, 幼稚園教育のサービスを受けている事.

以上

訳者注

- * 本サブプログラム制定の時点ではMineral Resources and Petroleum Authority of Mongolia (モンゴル有用鉱物・石油管理庁)をさす.
- ** 同, Ministry of Trade and Industry (産業・通商省)をさす.

MURAO Satoshi (2009) : Governmental Resolution No.71 and the associated subprogramme.

<受付：2008年8月7日>